

第十二回国会 衆議院 大蔵委員会議録 第二十四号

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事 小山 長規君

大上 司君 川野 芳満君

佐久間 徹君 島村 一郎君

清水 逸平君 三宅 則義君

宮崎 靖君 荒木萬壽夫君

早稲田君石二内君 松澤 兼人君

八百板 正君 深澤 義守君

中野 四郎君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

本日の会議に付した事件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五三三号)

○小山委員長代理 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、及び財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の二法律案を一括議題といたしまして、質疑を継続いたします。深澤君。

○深澤委員 昨日に続きまして、財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案について、なお質問をいたしたいと思ひます。支出負担行為の計画について、大蔵大臣の承認

を求めない必要があるというぐあいにしたのでありますが、しかし公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費による予算についてのみ、その計画については大蔵大臣の承認を要するという事になつております。なぜ公共事業費と大蔵大臣の指定する経費についての承認を得ることを要するということにしたのか。その理由をひとつ明らかにしていただきたい。

○佐藤(一)政府委員 お答えいたします。前回御説明を申し上げましたように、今回支出負担行為計画の承認という制度をやめましたのは、そのコントロールが支払い計画制度と二重になつておる。二重になつておる場合に、二重になつておるだけの効果がある場合にはよろしいのでございますが、いたずらに手続が煩瑣であるという、非難のみこうむる場合があるものであります。すなわち一般の債給の支払いのような場合、あるいは日常の事務用品の購入というような場合におきましては、契約即支払いという場合が多いわけでございます。その場合に、契約においても計画のわくをはめ込み、支払

いにおいても計画のわくをはめ込むという事は、大して意味がないから、これをやめよう、こういう意味合いでございます。ところが公共事業費等に なりますると、もちろん予算はできるだけ精密にこれを積算して、編成いたすわけでありまして、その内容は複雑でございます。またいろ／＼現地の事情等を勘案して、実行に移さざるを得ないということになつて参ります

ので、実際上予算の施行をいたします場合に、おきましても、さらにこれをできるだけ審査する機会を得ることが、執行を適正にするゆえんである。すなわち特定経費といたしまして、特別の実施計画、従来の支出負担行為計画のようなもの、四半期ごとに大蔵大臣のもとに提出させまして、そうしてこれを審査することが必要である。また公共事業費のごときものは、契約と支払いというものについてのずれが相当でございます。従ひまして、債給や一般の日常事務用品等と異なりまして、その契約をし、それからさらにそれに基づく支払いをする時期のずれというものを相当考慮いたしますために、ある程度の計画を予測いたしましたして、支払いの予測を立てるということも意味があるわけでありまして、それらの理由によりまして、特に必要な場合には、なお特定経費として指定をいたしまして、計画のわくにはめ込む余地を残しておこう、すなわち必要があつたならば、そういうふうな特定経費として指定をしよう、こういう気持であるわけであり

○深澤委員 なお公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費というものは、どういふ範囲のものが大蔵大臣が指定しようとする経費なのか、あらかじめ方針があられると思ひますが、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 これは毎年予算を編成いたします際に、そのときの情勢に應じまして必要な経費、大蔵大臣

が前年の実情その他をあわせ考えまして、特定経費として指定した方がしかるべしと思ふようなものを、特定すべきものと今後考えております。今さしあつて昭和二十七年に何を指定いたしますかは、まだ予算編成の途次でございますので、はつきりきまつておるわけはございませんが、公共事業費、官庁営繕費、あるいは予備隊の経費というようなものを、今のところは考えております。

○深澤委員 なお提案理由の第三にありまして、契約の性質または契約の金額の少額のものについては、協議を経ずしてやるということになつておりますが、この契約の性質と、それから契約の金額の少額のものというものは、この金額の限度はどの程度に大体考えておられますか。

○佐藤(一)政府委員 御承知のように、会計法の二十九条によりまして、政府が売買その他の契約をなします場合には、原則として一般競争入札に付さなければならぬ。但し法令に特別の規定がございますときには、指名競争契約あるいは任意契約の道が開かれておるといふことになつておるわけでございますが、その場合どういふものを考へておるか申しますと、現在指名競争に付する場合申しますと、予定価格が百万円を越えない工事もしくは製造をなさしめ、または予定代価が六十万円を越えない財産の買入れをなすとき、あるいは予定貸賃料の年額総額が十万円を越えない物件の貸付をなすときであるとか、あるいは予定代価

が二十万円を越えない財産の売払いをなすときとかいふ場合に、多く政府といたしまして、実際上の措置として指名競争の契約を認めております。また任意契約の場合に申しますと、やはり同様に、予定価格が五十万円を越えない工事、製造、あるいは三十万円を越えない財産の買入れ、それからまた予定貸賃料の年額が五万円を越えない貸付をするとか、そのほか契約の性質としまして、たとえば労力の供給を受けるときであるとか、各省各庁、すなわち政府相互の間の特別会計と一般会計というふうな、組織相互の間に契約を結ぶことがございますが、こういうふうなときには、実際問題といたしまして、大蔵大臣の協議を省いておりますが、これらを政令によつて明らかにしよう、こういうことになつております。

○深澤委員 それから継続費の制度の創設についてであります。これは今までの予算にないことでありまして、われ／＼もよくわからないのであります。これは大体個々の公共事業費等の工事を全体的に積算して、ことしいるものは大体ことしの予算に計上するが、来年の予算はこのくらいというぐあいに、一応五年なら五年の計画を立てて、五年継続ということになるのであります。その際において、やはりそういう継続工事の全貌を、最初の年度においてあらかじめ国会等に明らかにして、そうして今年度はこれだけを予算に盛るのだというふうなことになるわけですか。

○佐藤(一)政府委員 おつしやる通りであります。

○三宅(則)委員 私はたたいま議題となつておりまする財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案につきまして、根本的なことを少し伺いたいと思つておるのであります。私は大蔵委員であり、なお決算委員を兼ねております関係上、ことに財政法、会計法等については非常な関心を持つておるわけです。そこでいつも言うことではありますが、民間企業でありますと、もちろん会計課員がやりませんが、実際の責任をとる者は専務であるとか常務あるいは社長、こういう最高の地位にある者が全部責任を持つてやつておる。しかるに公経済になりまして、最高の地位にある者は決裁をするかもしませんが、実際上は責任を負つていない。わずかに係官、あるいは昔で言うところの係長もしくはその他の係官が責任を負うのであります。根本的にその上長官というものは責任を負つていない。むしろ会計法規の方面から言いますならば、根本的に最後の責任を負う者はその上の長者、たとえば出張所にあります出張所長、あるいは局長にありましては出張所長という最高地位にある者が、責任を負わなければなりません。にもかかわりませず、大体において責任を負う者はその下の末端の係官が責任を負つて、あとの者は、たとえば注意くらいでありまして、たま／＼榮転する、こういうことになるわけです。これを根本的にかえる用意が必要であると存じますが、政府委員の方は今どういうふうに考へておられますか、承りたいと存じます。

○佐藤(二)政府委員 政府の会計関係、予算関係の職員に關しましては、昭和二十五年に予算執行職員の責任に關する法律というのが出まして、現在はそれによつておるわけでございます。従来から一般の職員が予算なり会計の仕事をやります場合には、支出官あるいは歳入徴収官というふうな、会計法上の特殊な職名が与えられて、その者が最終の責任を負う、こういうことになつております。わが会計法の原則におきましては、各省、各庁の長、すなわち各省の大臣がまず第一的な支出官でございます。しかしながら實際問題といたしまして、万般の経費の支出を大臣がやることはできません。そこで多く各省の会計課長が支出官ということになつております。その会計課長すなわち支出官が最終の責任をとる、こういうことになつております。責任の段階をどこで区切るかということ、實際問題としてむずかしいのでございますが、これは権限と責任とに比例して考へなければならぬわけですね。實際問題としましては、大臣がみづから小切手に判を押すというわけには参りませんから、どうしてもその下の代理官のようなものがあるわけでありまして、会計課長という地位は、各省においても最も重い地位でございます。会計課長は少くとも最終的には直接の責任を負うという仕組みになつております。でありますから、三宅さんのおつしやいますような点については、十分体制はできておると思ひますが、問題は個々の事案の処理について、十分な責任をとらせておるかどうかという点が最も問題であると思ひます。これについては、会計

計検査院等におきましても、また国会においても決算委員会等において、しばしば議論がございまして、だん／＼そういうふうな運営が行われるようになりつつあると信じております。

○三宅(則)委員 今佐藤政府委員のお話によりますと、もちろん本省で大臣が責任を負うことは困難だと思ひますが、たとえば局長等において、地方の財務局あるいは国税局等におきましては、局長なり次長というものは相當責任の地位にあるものであります。そういうものに一々目を通して、決裁書類には目を通しますが、實際の小切手に判を押すのは若し二十二、三歳の青年がやつておられて、場合によりますと使ひ込みとか、浮貸しというふうな例があるわけですね。これを嚴重に監督するのをその局長なり次長なりにいたしますれば、地方におきましては相當信用もありませんし、自分が榮進しなければならぬという立場もありまして、そう無責任にはしない、こういうふうに考へます。結局国損を招くような事柄は、若い経験の足りない認識の少ない者が担当官となつておる結果、そういう間違ひが起る、こういうのでありますから、私も同様に思ひまして、むしろ地方等におきましては、その所長もしくは局長あるいは主任というふうなものに最高の地位を与え、責任を与えて、係官等はまつたく事務官にすぎない、こういうふうにしななければならぬと思ひます。本省で大臣がでないことは、これは問題でありませぬ。会計課長でけつこうです。問題が起りますのは、本省よりも地方行政官庁において往々多いわけでありまして、佐藤さんは雲の上にいる係官であります。

しよすが、もつと下の方を掘り下げ、よく研究して、これに対して認識を改めていただきたいと思ひます。それにつきまして、認証官と支出官は、もちろん大臣直属であると思ひますが、認証官と支出官の区別について、もう一べんはつきりとお示し願ひたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 現在政府の支払をします場合には、まず支出官が責任を負担官として、これはちよつと熟知されていない言葉であります。まず常識的に言つて、契約担当官という地位にある支出官が担当官というのがございまして、支出官が担当官が支出責任を負担するに對して、大蔵大臣に認められたところの四半期計画を越えるかどうかということを確認しまして、その契約をしようとする際には、認証官の認証をまず受ける必要がございまして、その認証官は、ほんことをもらひましたところで、初めて契約を結ぶわけでありまして、契約を結びました結果として、支払いが生じたときには、それを支出官に要求するわけでありまして、支出官は、大蔵大臣の承認された四半期別の支払い計画の範囲内であるかどうかを確認しまして、その範囲内であるときには支払いをする、すなわち小切手を振り出す、こういうことになつております。

○三宅(則)委員 重大な問題を申し上げたいのですが、それは公共事業費の点でございまして、ことに四半期ごとにやるのはけつこうであります。積雪寒冷地帯、北海道とかあるいは奥州地方におきましては、往々にいたしまして十二月から来年の三月までは、工事ができないというふうな点があります。

○佐藤(一)政府委員 繰越しの問題でございまして、政府といたしましては、当初の予算におきまして、これはとも年度内に完成の見込みがないという場合には、いわゆる予算の審議を受けます際に、あわせて繰越しの明許をお願いいたしておるわけでありまして、それからその場合には予想いたさなかつたが、年度末に至つてやむを得ず繰越しをしなければならぬというときには、いわゆる事故繰越しと稱しておられますが、各省大臣が大蔵大臣に承認を求めまして、繰越しを認めております。事故繰越しについては、特別に悪質の原因があれば別でございまして、大部分の場合におきまして、必要やむを得ざるものとして、大蔵大臣は各省大臣に承認を与えておるのが例でございまして、と申しますのは、すでに相手方の請負業者とは契約を済ませておるのでございまして、よほど特別の事情のない限りは、繰越しの承認を与えな

れば、国が相手方に対して債務不履行を生ずるわけでありませう。従つて大蔵省としては、できるだけやむを得ないものは繰越しの承認をするという方針で、初めから一貫して参つておるのであります。ただ末端の出張所長、あるいはその他の建設関係に携わつておる人々は、第一に承認の手続を各省を通じて中央の大蔵省に求めることが煩瑣であること、それから承認は得られずとも、繰越しをたび／＼やるような場合には、その翌年度において予算編成の際に考慮、しんしやくが加えられるのではないかと、いろいろおそれあること等々の理由によりまして、実際問題として成規の手続を踏めば繰越しを認められるにわかならず、それを認める手続をあえてとらないという風習がございます。これは私どもとしてはまことに遺憾でございますが、そういうような実情がございますために、会計検査院から、しばしばその困難を受けておるわけでございます。従つて繰越しの手続については、私どもも一面できるだけ簡素化するとともに、そういう弊害のないように、代理出張のようない弊害、あるいは実際問題として工事がほんとうは完成もしておらないのに、紙の上だけで完成を装うという悪習は徐々になくして参りたい。関係各省とも相談をして、そういう悪習はなくすように努めております。

納まらないものを納まつたようにして、つじつまを合せておる。こういうものがたくさんあります。あなたはよく御存じだろうと思ひますが、法律を簡易にして認めてやるという法制を立てまして、十分実情に合うようにしてもらいたい、こういうことを特に希望するわけでありませう。会計法は御承知の通りむずかしく、手続がなか／＼めんどろくさいからというわけで、今までの例によりまして、でき上らないものをでき上つた、買わないものを買った、こういう不純な方式が往々にして行われておりますからして、今お話になりましては、もちろん各省大臣とも打合せのことだろうと思ひますが、なるべく平易にこれを許してやる。繰越しも認めてやるという制度を利用されますならば、今までのような公団、営団、その他にありましたような不純なことはなくなると思ひます。しかし根本は、政府の事業あるいは政府に關係のある事業というものは、こういう誤解を起すおそれがありますから、そういうおそれのないようにしていただきたい。そういうことをまず強調しておきます。ただ三の隨意契約もしくは指名競争、こういうのであります。私も昨年各地をまわつて参りましたが、隨意契約の中には、単純なものも隨意契約もけつこうであります。相対高額のものでもありませう。これは不純なものであるとありますが、政府としてはこれをどういふふうに監督しておるか承りたい。

〇佐藤(一)政府委員 会計法並びに予算決算及び会計令によりまして隨意契約をやる場合に、大蔵大臣に協議を求めております。先ほどもよつと申し上げましたように、そのうちで特に一々協議を煩わす必要のないものは、一面手続の簡素化の見地から略して行きたい、こう思つておりますが、お話をよくな重要なものに關しましては、必ず中央の大蔵省まで協議が参つております。私どもがそれを審査いたします。場合には、真に法文の趣旨に照して、隨意契約をすることが適當であるかどうか、そこにいわゆる不都合なことがないかということ、十分に審査をいたして認めておるようなわけでありませう。

〇三宅(則)委員 それからも一つお伺ひいたしますが、公共事業等につきましては、もちろん土地改良でありますとか、あるいは道路建設、建設関係、農林省関係が多々ございますが、こういうものに対しての監督というものは、よほど厳重にしなければならぬと思ふのであります。たとえて申しますと、官庁みずから経営いたしておる地方建設局事務所等々におきまして、架空な人間をあつかも実用いたしたように計算をいたしましてやつた事件が、たび／＼あつたのであります。これは建設省自身の問題でありませうけれども、建設省自身のような公共事業を取扱う指導階級であると言われるものが、往々にいたしましてそういう間違ひがあつたわけでありまして、会計検査院から指摘されてびつくりしたと言つてあります。これを二箇年も継続して、そうしたような架空な人間を雇用しておつた、あるいは利用して請求を出したという事件があつたわけですが、ああいうような問題は、まことに大蔵省といたしましても監督不干す。

〇佐藤(一)政府委員 御承知のように現在の日本の——日本と言ひますか、おそろく各国の会計制度におきましても、各省の大臣が予算執行の責任を負つておられます。予算の編成、調整につきましては大蔵大臣が最終の責任を持つておられますが、予算の執行については、結局各省の業務内容そのものと表裏一体の關係にございませうので、各省大臣がこの責任を負つておられます。現在の内閣制度で大蔵大臣が他の大臣の一段上に立つという建前になつておられないので、この点はやむを得ないと思つておられます。しかしながら大蔵大臣としての責任は、あくまで大蔵大臣が持つておるわけでありませう。従ひまして会計検査院の検査とは別個に、現在会計法四十六條に基づきまして監督をするという仕組みになつております。しかしむしろこの監督のやり方が非常によくないという非難を、各省からこうむつておるような実情でありまして、運営をできるだけ円滑にして参りたいと思つております。しかしながら私も四十六條に基く監督は今後もこれを続けたい。御指摘のような事実がしばしば起りまして、予算編成をする大蔵省の立場といたしまして、そういうような予算の使ひ方をされたのはたまらないう、こういう氣持を持つておられます。その点はまことに同感と思つております。

〇三宅(則)委員 この前も池田大蔵大臣が閣議に報告して、大蔵省で調べた各省の濫費がはなはだしい、予算の執行がまことに適當でない、こういう報告をされたわけでありませう。大蔵省にはもちろんその調査があるはずですが、こういうものを本委員会にもひとつ参考に出されまして、ほんとうに嚴重に國費を正確に使つてもらいたい。血税でありますので、国民の血のかたまりである租税をむだに使われないようにするということは當然であります。ことに大蔵省はその國庫省といたしまして十分なる責任と監督がある、かように思ひますから、今後この会計法あるいは財政法等を勸案いたしましたして、十分地方各官庁とも監察いたしまして、その成果を上げることが最も必要であると思ひますが、これに對する政府のお答えをひとつ承りたいと存じます。

〇佐藤(二)政府委員 まつたくおつしやる通りでありまして、私も昔稅務署長をやつたことがあるのであります。が、貨幣価値は違ひますが、十萬円の差押えをやつてとるといふことは、これはたいへんな並々な稅務官吏の苦勞が伴つておるのであります。それをいいかげんに使つたといふことは、私どももまことに申訳ない、こう思つております。ただいまお話がございませう。この事故はなかつて行きたい。終戦後だん／＼と少しづつよくなつて来てはおります。これについては会計職員という、いわば無味乾燥な仕事を長年やつて参つておられます人たちの待遇改善の問題でありますとか、あるいは制度、手続をわかりやすくしてあやまちを少くすることだとか、あるいは責任に關

する体制を確立することであるとか、いろいろ／＼な点がござります。いろいろ／＼な方面を検討しまして、少しでも事故が少くなるように目下考えております。

○三宅(則)委員 ただいまの御説明で政府のお心構えを承つたわけでありませんが、将来ともますます／＼そうしたような厳重な監督をお願いいたします。

最後にひとつ承りたいのは、この昭和二十七年の予算から新しい制度によります会計法を施行しよう、こういう話であります。この繰越金等を勘案いたしましたして、官庁会計の原則、三月のものを四月、五月まで二箇月間かかつて一応整理いたしましたして、七月までにすべて完了いたしましたして会計検査院の方へ報告をする、私はこういう制度にしなければならぬと思ひますが、實際面になりますと、あるいは一月遅れたり、二月遅れたりする場合がありますと思ひます。これをもう少し簡素化いたしましたして、ほんとうに三月で締め切つたものは四月、五月の二箇月に全部完了いたしましたして、中央にこれを報告済みになることが最も賢明な策であると思ひます。私経済におきましては会計整理というものは、二箇月以内にすべて決算いたしましたして、税務官庁に出すことにはいたしておりますが、国家といたしましてはこれに類するように早く手わけをいたしましたして、四、五、二箇月間に全部完了して、六月にはもう出す、こういう線を出した方が最も簡素化するゆゑであると思ひます。政府はどう考えておりますか承りたい。

○佐藤(一)政府委員 おつしやる通りでございます。私どももできるだけ決算を早くして参りたい。それで実は今回、一時八月の末までに延ばしておりました決算の締め切り期日を、従来通り七月末ということに、一月元を繰上げすることをこの法文の中に入れております。もちろん終戦直後非常に混乱いたしましたして、各方面の手不足あるいは通信の不備、いろいろ／＼な關係がございまして決算が遅れて参りましたが、その後、年を追うてこの決算の提出済みその他の報告の提出状況は改善されて参つております。いつも問題になりますのは歳入でございまして、租税の方面が人手不足その他の關係で相当遅れて参りましたが、これもだん／＼と改善されております。もう大體常態にもどる時期が来た、こういうふうな考えております。

○三宅(則)委員 六月ではいかぬですか。

○佐藤(一)政府委員 まあ五月に締め切つて、六月というのはちよつと無理だらうと思ひます。それからまた私どもが締め切り期日を厳守します理由は、会計検査院に対する提出を遅らしたくない。すなわち会計検査院の検査を厳重に受ける期間を与えなければならぬ。ひいてはそれは国会に対する決算提出を遅らせないようにしたいという見地に立つております。しかしながら一面決算の正確を期するということが必要でございまして、日本銀行と各省の勘定が合わないというようなことがまれにありまして、その間違ひを一月くらいいかかつて発見するというようなことが現在も残つております。従つて六月までに締め切るといふことは、今の実情では多少無理であると思ひます。

○三宅(則)委員 それではもう一言だけ申しますが、お説の通り六月までのものを七月に再認識いたしましたして報告する、こういう点であります。早く印刷に付しまして政府にも報告いたしますし、また会計検査院にも送付しなければならぬ、かように思つておられますが、会計検査院とタイ・アップいたしましたして事前審査、なるべく早いうちに審査する。最後の決定権は最後の報告書が来てからやるわけですが、まあ四半期ごと、あるいは半年ごとに事前審査をするという必要があると思ひますが、これについて政府の構想はどうでありますか。一番しまいに審査をしてもだめですから、とき／＼やつておいて、最後にはつとやる。なるべく早くから審査しておいて、最後の段階はしまいの方でよろしい。こういう制度を設けたらよろうと思ひますが、どうですか。その辺を承りたい。

○佐藤(一)政府委員 新憲法によりまして会計検査院法が根本的に改まりまして、ただいまの事前審査ということができるだけやつております。

○深澤委員 最近国費の濫費というのが非常にひどいのです。会計検査院の批難事項も毎年倍増して来るといふような状況にあります。それ以外新聞等においても国費の濫費が指摘されて、官庁に幾多の不正事件が起きておるわけですが、佐藤さんは先ほど十萬円の税金をとるにも、並々ならぬ税務職員之苦勞があると言われますが、それを納める国民の苦勞というものはもつと偉大なものです。その税金を適正に使うという事は非常に重要である。そして現在の不当支出を徹底的に矯正しなければならぬという段階に来ておる

と思つたのです。そういう立場から財政法、会計法の適正なる運営ということには私は重大であると思ひます。このよるな財政法、会計法の改正案を出されるに際して、当然国会の大蔵委員といたしまして、現在の不当なる予算支出に対しては、相当の究明をしなければならぬ機会であると思ひます。参考人等呼んで十分究明する機会を持つべきだろつと思つたので、ところがこの法案が会期末の現在になつて提出されて、審議も十分できなかつた結果になると思つたので、実情の把握も十分できなかつた結果になると思つたので、こつちの法案を出して来て、そうして十分の審議もせずこれが国会を通過するといふ結果になつてしまつたのです。その点について政府はどういうふうに考えておられますか。こつちのことは今後十分つと慎んでいただいで、予算の支出が現在大問題になつておるから、そういうものとあわせて十分な審議を国会にしておりますといふような心組みが、私は必要でないかと思つた。希望と同時に、最後に政府の見解をお聞きしまして、私の質問を打切りたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 ただいまの点はまことに申らないと私どもも思つております。今後こういうことが絶対ないように私どもも思つておられます。各般の交渉等に予想外の時間がかかりまして、われ／＼の気持にも必ずしも沿わないような遅れた結果になりましたことは、まことに申訳ないと思つております。今後はできるだけ慎

む、こつち思ひます。

○佐久間委員 ただいま議題となつております二法律案のうち、財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますので、本案については質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決に入られんことを望みます。

○小山委員長代理 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小山委員長代理 御異議なしと認め、本案については質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○小山委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。なお本案に関する報告書の件につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

暫時休憩いたしましたして、午後は一時から開会いたします。

午後零時七分休憩